

## 豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、合併処理浄化槽を設置する事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 補助対象合併処理浄化槽 前号の合併処理浄化槽のうち、次のいずれにも適合するものをいう。
  - ア 放流水の総窒素濃度20mg/ℓ以下の機能を有するものであること。
  - イ 別表第1に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること。
  - ウ 平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（以下「指針」という。）が適用される10人槽以下の合併処理浄化槽にあっては、指針に適合したものであること。
- (3) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 別荘 居住する期間が年の2分の1に満たない専用住宅をいう。
- (5) 空き家登録住宅 豊田市空き家情報登録制度に基づき登録された空き家のうちの専用住宅をいう。
- (6) 転換 建替・増築等の建築行為を伴わず、既存の専用住宅から排出するし尿を処理している単独処理浄化槽又は汲取り便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と雑排水の処理を補助対象合併処理浄化槽に変更することをいう。
- (7) 更新 保守点検等を適切に実施したうえで使用している合併処理浄化槽に、破損等の重篤な支障が発生したことにより本体を補助対象合併処理浄化槽に交換することをいう。
- (8) 撤去費 単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去に要する費用をいう。
- (9) 配管費 転換において、補助対象合併処理浄化槽へ生活排水を流入させるため及び補助対象合併処理浄化槽の処理水を公共用水域等に放流させるために必要な管の設置（流入と放流のためのます、ポンプ槽の設置及び既設配管の撤去を含む。）に要する費用をいう。
- (10) 特定地域 補助対象地域のうち、巴川流域をいう。
- (11) 一般地域 補助対象地域のうち、特定地域以外の地域をいう。
- (12) 地下浸透方式等 地下浸透方式、蒸発散方式及び貯留方式をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 公共下水道等の整備区域以外で雑排水対策を促進する必要がある地域で、転換又は更新により補助対象合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付することで、その普及を促進し、生活排水による河川及び伊勢湾等の公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、別表第2に定める補助対象地域で、専用住宅に50人槽以下の補助対象合併処理浄化槽を設置する個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の設置の届出の審査を受けない合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 申請日時点で排水のない敷地に新たに合併処理浄化槽を設置する者
- (3) 既存の合併処理浄化槽を更新によらず交換する者
- (4) 賃借(空き家登録住宅に居住する個人を除く)又は販売の目的で、合併処理浄化槽を設置する者
- (5) 別荘又は共同住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 法人が所有する専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (7) 実績報告時に設置場所に住民登録しない者及び居住しない者
- (8) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であると認められる者
- (9) 同一敷地内のし尿(汲取り便槽を除く)及び雑排水の全てを補助対象合併処理浄化槽へ接続しない者
- (10) 浄化槽の処理水を公共用水域へ放流せず、地下浸透方式等により放流する者
- (11) 市税の滞納がある者
- (12) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者

(補助事業)

第5条 補助事業は、別表第2に定める補助対象地域において転換又は更新により補助対象合併処理浄化槽を設置する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の限度額(以下「補助限度額」という。)は別表第3のとおりとする。

2 補助金の額は、別表第3の1に掲げる補助対象経費の設置費、撤去費及び配管費の合計額から6万円を減じた額とする。ただし、当該補助金の額が別表第3の2(1)及び(2)に定める設置費、撤去費及び配管費それぞれの補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。

3 前項に規定する補助限度額の人槽の判定は、設置しようとする合併処理浄化槽の人槽が、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS-A-3302-2000)」表(以下「算定表」という。)による算定基準を上回る場合は、算定表で算定した基準の人員によるものとする。

ただし、居住の用に供する部分以外の用途を含む場合の補助限度額は、算定表で算定

した居住の用に供する部分の基準の人槽とする。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助対象合併処理浄化槽の設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽構造詳細図並びに各室の容量及び汚水量等計算書(国土交通大臣型式認定浄化槽については、型式適合認定書及び仕様書、図面)等、その機能を明らかにするもの
- (3) 設置工事予定場所の案内図
- (4) 補助対象合併処理浄化槽、汚水ます、排水管及び住宅各室の配置、配管予定図面
- (5) 工事請負契約書又は工事の請負契約を証する書類の写し
- (6) 補助対象合併処理浄化槽の設置工事、既存の単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事及び配管工事費用の見積書又は見積額を証する書類の写し
- (7) 誓約書
- (8) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (9) 浄化槽設備士免状の写し
- (10) 浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業者届出書の写し
- (11) 既存の単独処理浄化槽又は汲取り便槽の写真(転換の場合)
- (12) 既存の合併処理浄化槽に重篤な支障が発生している事実を証する書類の写し及び写真(更新により交換を要する場合)
- (13) その他市長が必要とする書類

(交付の決定通知等)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付を決定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付通知書(様式第3号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の完納状況を確認することができる。

(計画変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画の変更(中止しようとする場合を含む。ただし、補助金交付決定額及び合併処理浄化槽の種類に変更がない程度の軽微な変更の場合を除く。)をする場合は、直ちに合併処理浄化槽設置整備事業補助金計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、前条の規定による決定の変更を承認する場合は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更決定通

知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（施工及び現場確認）

第10条 補助事業の実施に当たっては、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（令和2年国土交通省・環境省令第3号）に従って工事を行わなければならない。

2 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（2）法第7条の規定に基づく検査手数料及び法第11条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書（法第7条・法第11条）の写し

（3）浄化槽使用開始報告書の写し

（4）合併処理浄化槽設置後の配置・配管図面

（5）施工検査報告書（チェックリスト）

（6）合併処理浄化槽の設置工事写真

（7）合併処理浄化槽の設置工事費用、既存の単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事費用及び配管工事費用の請求書又は請求額を証する書類及び領収書又は支払額を証する書類の写し

（8）浄化槽使用廃止届出書（単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽を廃止する場合）

（9）最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受ける場合）

（10）その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による報告の最終期日は、当該年度の1月末日（当該日が休日に当たる場合は、当該日前における当該日に最も近い休日でない日）とする。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認められたときは交付すべき補助金の額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付額の確定を受けた後、速やかに補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。ただし、豊田市合併処理浄化槽設置整備事業における補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「請負者」という。）へ委任する場合は請負者に補助金を交付する。

（交付決定の取り消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決

定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。  
(合併処理浄化槽の管理等)

第14条 補助事業者は、工事完了後の合併処理浄化槽が正常に稼働するように、法を順守し適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 市長は補助金交付後においても、必要に応じて合併処理浄化槽の設置及び管理の状況を調査することができる。  
(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては同日後も、なお効力を有する。

別表第1（第2条関係）

環境配慮型浄化槽の性能要件

浄化槽の消費電力が以下の表1の消費電力基準以下であること。

表1 消費電力基準（通常型、BOD 10 mg/ℓ以下、りん除去型）

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD 10 mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5	39	53	83
7	55	75	90
n (10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

別表第2（第4条関係）

補助対象地域

豊田市域のうち、市街化調整区域及び都市計画区域外で、次に定める区域を除く地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項で定めた事業計画区域
- (2) コミュニティ・プラント事業処理区域
- (3) 農業集落排水事業処理区域
- (4) 市が管理する共同し尿浄化槽の処理区域
- (5) その他市長が指定する区域

別表第3（第6条関係）

1 補助対象経費

設置費	浄化槽本体費及び送風機費 据付工事費 電気工事費 試運転調整費 その他市長が必要と認める費用
撤去費	単独処理浄化槽又は汲取り便槽を撤去する場合
配管費	転換の場合

2 補助金の限度額

（1）第6条第2項に定める設置費に対する補助金の限度額は、次の金額とする。

形態 人槽	転換		更新
	一般地域	特定地域（巴川流域）	
5人槽	360,000円	450,000円	132,000円
6～7人槽	462,000円	578,000円	150,000円
8～50人槽	585,000円	732,000円	210,000円

（2）第6条第2項に定める撤去費及び配管費に対する補助金の限度額は、次の金額とする。

	補助限度額	摘要
撤去費	120,000円	単独処理浄化槽の撤去費用
	90,000円	汲取り便槽の撤去費用
配管費	300,000円	転換に要する配管費用